

令和3年11月18日

保護者の皆様

千代田区教育委員会事務局子ども部
子ども支援課長 新井 玉江

保育園等における新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

平素より保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

保育園運営につきましては、現在、保護者の皆様、保育施設事業者の皆様のご協力を頂き、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら園運営に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症については、感染者数は減少しておりますが第6波の感染拡大なども懸念されるところです。このことからこれまで実施してきましたコロナ禍における区の対応を下記のとおりといたします。

記

1 基本的な考え方

感染防止対策を徹底しながら園運営を継続してまいります。お子さんの発熱等の症状や体調不良が見られる場合は、保育園の登園を控え、医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点から登園自粛にご協力いただける方は、家庭での保育をお願いいたします。なお、行っております登園自粛時の保育料の充当等の対応につきましては、継続いたします。

2 長期に登園を自粛される方への退園の扱いの除外について

新型コロナウイルス感染を避けるため登園を自粛した期間につきましては、入園案内等でご案内している「2か月を超えて登園できない場合は退園となります」には含みません。

3 育児休業からの復職について

12月まで育児休暇の延長猶予を認め、育児休暇終了後にすみやかに登園を開始していただくよう、お願いしたところですが、引き続き、育児休業の延長が可能な方は、園にご相談ください。

※ 今回の取り扱いにつきましては、令和4年3月末までを予定しています。令和4年4月以降の対応につきましては、令和4年3月中旬までを目安にお知らせをさせていただく予定です。

《問い合わせ先》子ども部子ども支援課

電話：03-5211-4119